

平成十八年十二月二十二日受領
答弁 第二四三三号

内閣衆質一六五第二四三号

平成十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員田嶋要君提出タウンミーティングに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田嶋要君提出タウンミーティングに関する再質問に対する答弁書

1について

先の答弁書（平成十八年十一月二十四日内閣衆質一六五第一五九号）の一については、「内閣府の設置以降、御指摘の総計百七十四回のタウンミーティングと同様に、国民との対話を目的として、閣僚が出席したタウンミーティングと称するもの」を「その他タウンミーティング」としている。一方、先の答弁書の二についての「意見交換会等」については、閣僚は出席しておらず、また、タウンミーティングと称していないことから、先の答弁書の二についてにおいて、「その他タウンミーティングの一例ではない」とお答えしたところである。

2について

御指摘の「意見交換会等」については、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十三条の規定に基づく措置として実施したものである。

3について

本年十二月十三日に公表されたタウンミーティング調査委員会調査報告書を各省庁に送付しており、担

当省庁において、それを参考にして、見直すべき点があれば見直すなど、適切に判断すべきものと考ええる。